番地四〇、一〇九番地四二から一〇九番地六四、一〇九番地六六から一〇九番地七二、一一八番地一から一一八番地三、一一九番地、一二〇番地、一二一番地二から一二一番地六、一二四番地、一二九番地、一三〇番地一三、一三〇番地一九、一三二番地から一四三番地、一四四番地一、一四四番地二及び一四五番地から一五七番地を除く区域

字広表のうち一番地、一番地一、二番地、二番地二、五番地、七番地二、八番地、一二番地一四、二二番地二、二二番地三、二三番地三、二三番地四、二五番地一から二五番地四、四三番地二四、四三番地四二、四三番地八五、四三番地八七から四三番地九二、四三番地一〇〇から四三番地一〇二、四三番地一〇五から四三番地一〇七、四三番地一〇八、四四番地一、四四番地二、四四番地四から四四番地六、四四番地八、四四番地一三から四四番地一五、四四番地一九から四四番地二一、四四番地二三、四四番地三一から四四番地三四、四四番地三六、四四番地三九から四四番地四一、四四番地四四、四四番地四五、四四番地四九、四四番地五四、四四番地五五、四四番地七五、四四番地七八から四四番地八四、四四番地八八、四四番地九〇から四四番地九二、四四番地九七から四四番地一〇〇、四四番地一〇三、四四番地一〇五、四四番地一〇六、四四番地一〇八、四四番地一一二から四四番地一二〇、四四番地一二三から四四番地一五〇、四六番地三、四八番地一、四八番地三から四八番地七、四九番地二から四九番地四、五一番地一から五一番地三、五二番地一、五二番地三から五二番地六、五三番地二、五五番地一、五五番地三から五五番地五、五六番地二から五六番地五、五七番地一、五七番地三から五七番地五、五九番地、六一番地一、六一番地三から六一番地五、六二番地、六三番地二から六三番地五、六四番地二から六四番地五、六五番地一、六五番地三、六五番地六から六五番地九、六六番地一、六六番地三から六六番地五、六七番地一、六七番地三から六七番地五、六八番地、六九番地、七〇番地一、七〇番地三、七二番地一、七二番地三から七二番地七及び七六番地を除く区域

富岡町内国有林磐城森林管理署

六三九林班から六四三林班及び六六二林班のうち、富岡川以北であり植松川から南の区域

○総務省告示第百三十四号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十一条の九の規定に基づき、平成八年自治省告示第八十三号（地方税法施行令第五十二条の十の四に規定する研究開発を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月二日以後に取得された償却資産に対して課する平成二十九年度以後の年度分の固定資産税について適用する。ただし、平成二十八年一月一日までに取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

第二号中「グリーン・サステイナブルケミカルプロセス基盤技術開発、次世代半導体微細加工・評価基盤技術の開発」及び「、次世代グリーン・イノベーション評価基盤技術開発」を削り、「並びにＳＩＰに掲げる次世代パワーエレクトロニクス及び革新的設計生産技術」を「、ＳＩＰに掲げる次世代パワーエレクトロニクス、革新的設計生産技術及び重要インフラ等におけるサイバーセキュリティの確保並びに高輝度・高効率次世代レーザー技術開発」に改める。

○総務省告示第百三十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第三号の規定に基づき、日本赤十字社が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、日本赤十字社に対して支出された当該寄附金のうち、平成二十九年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支出された寄附金については平成三十年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、並びに平成三十年一月一日から同年三月三十一日までの間に支出された寄附金については平成三十一年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄、採血受入機関の整備、原爆病院設備の整備及び救急医療体制の整備並びに支部国際活動基金に充てるための寄附金

○総務省告示第百三十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十五条第一項第一号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百四十五号（地方税法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

「独立行政法人教員研修センター」を「独立行政法人教職員支援機構」に、「独立行政法人工業所有権情報・研修館」を「独立行政法人日本貿易保険」に、「独立行政法人工業所有権情報・研修館」を「独立行政法人日本貿易保険」に、「国立研究開発法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

○総務省告示第百三十七号

平成十一年総務庁告示第八十八号（租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の五第八項若しくは第十項第十一号又は第二十二条の七第八項若しくは第十項第十一号に規定する総務庁長官の行う証明に関する手続を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

第一項中「第十八条の五第五項第五号ロ若しくはハ若しくは第六号ロ、第二十二条の七第四項第五号ロ若しくはハ若しくは第六号ロ又は第二十二条の六十九第四項第五号ロ若しくはハ若しくは第五号ロ、第二十二条の七第四項第四号ロ若しくはハ若しくは第五号ロ又は第二十二条の六十九第四項第四号ロ若しくはハ若しくは第五号ロ」を「第十八条の五第五項第四号ロ若しくはハ若しくは第五号ロ、第二十二条の六十九第四項第四号ロ若しくはハ若しくは第五号ロ又は第二十二条の七第四項第四号ロ若しくはハ若しくは第五号ロ」に改める。

別記様式中「第18条の５第５項第５号ロ若しくはハ若しくは第６号ロ、第22条の７第４項第５号ロ若しくはハ若しくは第６号ロ又は第22条の69第４項第５号ロ若しくはハ若しくは第６号ロ」を「第18条の５第５項第４号ロ若しくはハ若しくは第５号ロ、第22条の７第４項第４号ロ若しくはハ若しくは第５号ロ又は第22条の69第４項第４号ロ若しくはハ若しくは第５号ロ」に改める。

附　則

１　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

２　この告示の施行の際現にされている改正前の平成十一年総務庁告示第八十八号の規定による申請は、改正後の平成十一年総務庁告示第八十八号の規定によりされた申請とみなす。

○財務省告示第八十八号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件（昭和六十三年十二月大蔵省告示第百八十五号）の一部を次のように改正し、平成三十年一月一日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

本文中「控除対象配偶者及び」を「源泉控除対象配偶者及び」に改め、「配偶者控除の額」の下に「若しくは配偶者特別控除の額」を加え、「同項第三十四号の二」を「法第二条第一項第三十四号の二」に、「控除対象配偶者又は」を「同一生計配偶者又は」に、「これらの」を「当該」に改める。

別表第二中「配偶者控除の額」の次に「又は配偶者特別控除の額」を加える。